

**令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務に係る
公募型プロポーザル説明書**

１ 業務の概要

(１) 業務名

令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務

(２) 業務内容

別添「令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務基本仕様書」のとおり。

(３) 契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

２ 事業費

本業務に係る費用は２２,０００,０００円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

３ 契約担当窓口

ひろしま国際平和文化祭実行委員会事務局

広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化のまちづくり担当内

〒730-0812 広島市中区加古町４番１７号（JMS アステールプラザ内）

Tel 082-245-0261 Fax 082-504-5658

電子メール hiroshimafest@hiroshimafest.org

４ 全体スケジュール

・ 公示日	令和５年３月３１日（金）
・ 質問受付期限	令和５年４月１４日（金）
・ 参加資格確認申請書提出期限	令和５年４月１４日（金）
・ 企画提案書提出期限	令和５年４月２８日（金）
・ 審査（プレゼンテーション）	令和５年５月１２日（金）
・ 審査結果通知	令和５年５月１９日（金）

５ 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、(1)については代表者、(2)については構成員の１者以上、(3)から(6)までについては全ての構成員が要件を満たしていること。

(1) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(2) 平成３０年４月１日以降に、文化芸術イベントの企画・運営等に携わった実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則第２条の規定に該当していない者であること。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 公示日から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(6) 次に掲げるものでないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

6 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1-1）

イ 平成30年4月1日以降に、文化芸術イベントの企画・運営等に携わった実績を有することが確認できる書類

ウ 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 納税義務がない場合等は申立書（様式6）を提出すること

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

オ 共同企業体結成届等（様式1-2、1-3、1-4）

共同企業体で参加資格確認申請書を提出する場合に限る。参加資格確認申請書の提出時において協定の締結がなされていない場合、企画提案書の提出時までに協定を締結し、共同企業体締結届等を添付すること。協定が締結されていることを確認できない場合は、企画提案書を受け付けない。

(2) 申込期間

公示日から令和5年4月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記3に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和5年4月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 受付場所

前記3に同じ。

(3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に電子メール又はFAXにより直接回答するとともに、前記3において、令和5年4月28日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、ひろしま国際平和文化祭公式ホームページにも掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出部数等

- ア 正本1部、副本10部を提出すること。
- イ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- ウ 提案書提出後の訂正及び差し替えは認めない。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書の表紙（様式2）に、提案者名（企業名、代表者）等を記載すること。副本には提案者名等応募者を類推できる記載はしないこと。

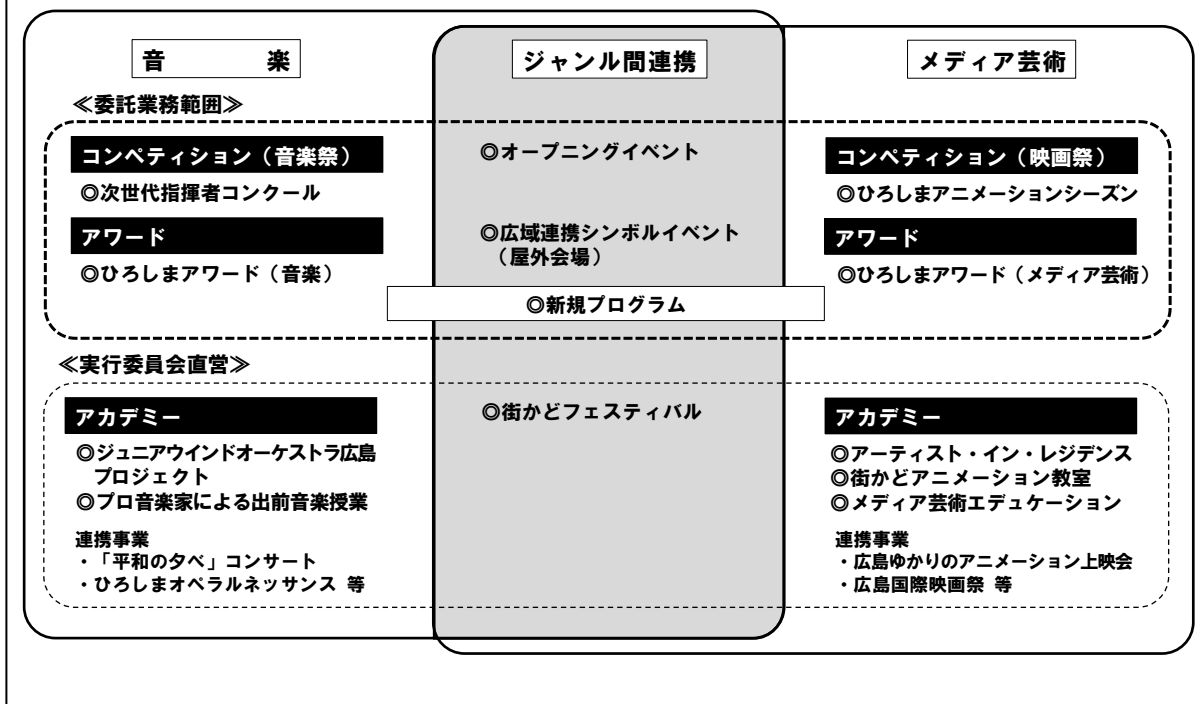
企画提案書の記載項目（様式4）には、次のアからエまでの内容について10枚以内で記載すること。各記載項目欄のフォント、文字間や行間の変更は認めるが、読みやすい範囲内で行うこと。また、表、図や写真等を使用し、分かりやすく記載すること。

ア 企画提案全般の考え方

【提案事項】

- 第2回ひろしま国際平和文化祭の実施方針、開催概要、実施プログラム構成、収支計画、スケジュールやアピールポイントについて提案すること。提案に当たっては、補足資料「第2回ひろしま国際平和文化祭の事業費の考え方」を参考にすること。
- 実施プログラムの構成については、次の委託業務範囲に基づき、音楽部門では「次世代指揮者コンクール」及び「ひろしまアワード(音楽)」を、メディア芸術部門では「ひろしまアニメーションシーズン」及び「ひろしまアワード(メディア芸術)」を、ジャンル間連携では「オープニングイベント」及び「広域連携シンボルイベント（屋外会場）」を必ず含めること。また、音楽、メディア芸術、その他文化芸術分野又はジャンル間連携のいずれかにおいて、新規プログラムを1つ以上提案すること。

なお、実行委員会が直営で実施することとしている範囲であっても、受託者が新たに行うプログラムを提案できるものとする。



【提案に当たっての留意事項】

- 実施方針及び開催概要については、資料1「総合文化芸術イベント基本計画」の開催目的や基本的な方針を踏まえ、第2回ひろしま国際平和文化祭の開催目的、コンセプト、開催期間、開催場所等について記載すること。

開催期間は、平和記念式典等が行われ国内外から多くの方々が来広する8月の1か月間を原則とするが、各プログラムの開催日程の重複を避けるなど、適切な開催間隔をとるため、開催期間を1週間程度、前・後倒し又は延長できるものとする。

開催場所は、広島市中心部を中心に広島広域都市圏(※)を範囲とすること。

※ 広島広域都市圏は、広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、三次市、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、美郷町、邑南町で構成している。

- 実施プログラムについては、次の音楽・メディア芸術分野を中心にすること。ただし、両分野と親和性のある他の文化芸術分野のプログラムも提案できるものとする。
 - ・ 音楽：管弦楽、吹奏楽、合唱、ジャズ、ポップス、伝統芸能・文化
 - ・ メディア芸術：アニメーション、映画、マンガ、コンピュータ等を利用した芸術
- 収支計画及びスケジュールについては、準備年と開催年の予定を記載すること。
- アピールポイントについては、集客力、話題性や革新性の観点、事業実施により平和への思いを共有する「平和文化」の振興や文化芸術活動の活性化にどのようにつながるかという観点で記載すること。

イ 実施プログラムの企画

【提案事項】

- 実施プログラムは、平和文化の振興や文化芸術活動の活性化等につながり、広島市民や広島広域都市圏住民を始め、国内外からの集客を見込める魅力のあるものを提案すること。
- 実施プログラムごとに、名称、開催日程、会場、内容、ターゲット、集客目標、事業費規模等の概要について提案すること。
- 音楽部門の「次世代指揮者コンクール」及び「ひろしまアワード(音楽)」、メディア芸術部門の「ひろしまアニメーションシーズン」及び「ひろしまアワード(メディア芸術)」については、第1回ひろしま国際平和文化祭の開催結果(資料2「第1回ひろしま国際平和文化祭開催結果報告書」を参照)を踏まえ、より効果・効率的に実施する観点から改善点も合わせて提案すること。
- ジャンル間連携の「オープニングイベント」及び「広域連携シンボルイベント(屋外会場)」については、音楽、メディア芸術又はその他の文化芸術分野(新規プログラム)が連携したプログラムを提案すること。

【提案に当たっての留意事項】

- 実施プログラムの名称は必要に応じて変更できるものとする。
- 実施プログラム(特に広域連携シンボルイベント)は、広島広域都市圏内の文化関係団体、音楽家、芸術家等が出演・出展する機会や各市町の特産品等の販売の場を設けるなど、圏域全体に波及効果がある内容とすること。

なお、具体的な出演者名や作品名等に関する記載までは求めない。

<参考：会場の仮予約>

ひろしま国際平和文化祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、令和6年度、主に次の会場を仮予約(設営・撤去等の期間を含む。)している。

なお、他の会場使用及び開催日程を提案できるものとする。

- JMSアステールプラザ
 - ・ 大ホール 7月31日(水)、8月1日(木)、8月11日(日)～18日(日)、8月28日(水)～9月3日(火)
 - ・ 中ホール 8月6日(火)～9日(金)、8月13日(火)～18日(日)、8月28日(水)～9月3日(火)
- 旧市民球場跡地イベント広場
 - 8月30日(金)～9月2日(月)、9月6日(金)～9日(月)

ウ 戦略的な広報活動

【提案事項】

- 広島市民や広島広域都市圏住民を始め、国内外の方に知っていただくための効果的な広報計画を提案すること。

【提案に当たっての留意事項】

- 実施プログラムのターゲット(年齢層、住んでいる場所等)を設定し、それぞれに応じた広報媒体(ポスター、チラシ、新聞、雑誌、デジタルサイネージ、テレビ、ラジオ、広告、ホームページ・SNS等)を活用した広報計画について記載すること。
- ひろしま国際平和文化祭の開催前に、広報や認知拡大を目的とした啓発イベントの実施を提案できるものとする。これを提案する場合は、名称、開催日程、会場、内容等について記載すること。

エ 実施運営体制等

【提案事項】

- 業務全体の管理体制(責任者、指揮命令系統等)、プロデューサー等の選定案、各プログラムの運営事務局体制(責任者、人員数、役割分担等)、文化関係団体やボランティア等との連携内容等を提案すること。
- 価格については、準備年と開催年の委託業務費用(税込み)をそれぞれ記載すること。

【提案に当たっての留意事項】

- 業務責任者及び主な担当者については、他の文化芸術イベントの企画運営等の従事実績(平成30年4月1日以降の実績)を記載するとともに、その従事実績を確認できる書類を提出すること。契約の締結後、業務責任者及び主な担当者を変更することは原則認めない。

(3) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限 令和5年4月28日(金)午後5時15分まで
- イ 提出場所 前記3に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

9 審査及び受託候補者の特定

(1) 審査体制

令和5年度第2回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)で審査を行う。

(2) 審査方法

審査委員会は、企画提案書及び提案者のプレゼンテーションにより、別添「受託候補者特定基準」に基づく審査を行う。

ア 審査日

令和5年5月12日(金)

イ 時間・場所

別途通知する。

ウ 内容

プレゼンテーションの出席人数は3人以内とし、1提案者につき30分程度（説明20分、質疑応答10分）とする。パソコン、プロジェクターの使用は認めるが、提案者が準備・持参すること（スクリーンは実行委員会で用意する。）。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、別添「受託候補者特定基準」の合計得点（100点満点）が、実行委員会の求める最低限の水準（60点）に達していない場合は、受託候補者とししない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和5年5月19日（金）を予定）

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに提案者全員の商号又は名称、得点及び受託候補者特定結果について、ひろしま国際平和文化祭公式ホームページにおいて公表する。

10 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、営業停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に実行委員会会長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記3の契約担当窓口へ提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書を、前記3の契約担当窓口へ提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

11 特記事項

本業務受託者による企画提案及び企画提案後に行う各種開催準備を経て、令和6年度に第2回ひろしま国際平和文化祭を開催することとしている。このため、令和6年度第2回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務については、本業務の受託者と特命随意契約を締結することを前提とする。

12 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

- (2) 本手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を提出できない。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 企画提案書に記載した内容については、契約締結後、実行委員会と協議・調整の上で第2回ひろしま国際平和文化祭のプログラム等として決定する。
- (6) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、実行委員会の了解を得なければならない。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者が不利になるように、審査委員会の委員に対して働きかけることを禁ずる。この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格にする。
- (8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正行為をした場合には、失格にする。
- (9) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、提出者の了承を得た場合には、この限りでない。
- (10) 別添「令和5年度第2回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務基本仕様書」は、業務の最低要求水準を示したものである。企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査では同内容を満たしていることを確認する。